

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白杵市長 西岡 隆

市町村名 (市町村コード)	白杵市 (44206)	
地域名 (地域内農業集落名)	川登地区 (割後場、垣河内、板井畑、遠久原、内平、泊、田代、岩崎、今俵、清水原、中野岩屋、豊倉、長谷、戸屋平、白岩、須久保、蕨野、黒土、落谷、下落谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月17日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・集落によっては農業をしている人はわずか、10年後農業を続けている人はさらに少なくなっている
- ・後継者がいたとしても、野菜は作るが米を作らないのでは
- ・基盤整備されていない奥の農地は荒れている、土砂が流入するところもあるし、今後守っていくのが難しいほ場がある
- ・場所によっては水路が水漏れしていたり、台風による被害で使えなくなったり、勾配が悪く逆流する
- ・獣害対策が不十分で、昔設置したもので弱かったり、柵をしていないところもある
- ・これから機械の更新や購入は無理、今使っているものが壊れたら農業をやめることになってしまう
- ・地域により水があるところ、切れているところがある
- ・米価が安い、それなのに、米不足になると輸入している

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基盤整備を行い、条件の良いほ場を整える
- ・地区外からも認定農業者や新規就農者、法人等幅広い担い手の受け入れを検討する
- ・儲かる農業につながる販売経路を考える

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	169.25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	169.25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
法人や、地域外から、幅広い担い手への農地集積を検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向や、地権者の貸出意思を把握しながら、農地中間管理機構の活用を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手、地権者のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・施設整備に向けた取り組みを検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の農業者が経営しやすい環境を整える。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①過去に設置された柵の損耗状況や被害発生場所を確認しながら、被害防止対策の構築に取り組む。